

岩手県告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、釜石市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 鶉住居地区被災市街地復興推進地域
- 2（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 釜石東部地区被災市街地復興推進地域
- 3（1）種類 被災市街地復興推進地域
- （2）名称 平田地区被災市街地復興推進地域